

平成 26 年度～35 年度  
瀬戸市一般廃棄物処理基本計画



「へらせっとくん」

へらせっとくんは、瀬戸市のごみ減量の  
イメージキャラクターです。

瀬戸市一般廃棄物処理基本計画は、瀬戸市における将来のまちづくりの方向性を示した各種計画を踏まえ、一般廃棄物(ごみ及び生活排水)の適正な処理をどのように進めていくかを定めた計画です。

本計画は、家庭や事業所から排出される一般廃棄物を対象とした「ごみ処理基本計画」と、生活排水を対象とした「生活排水処理基本計画」で構成されています。





## はじめに



本市は緑豊かな自然に囲まれて、その自然の恵みを活かす形でやきものまちとして発展してきました。

近年は、市民の皆さんの生活様式も変化し、大量生産、大量消費、大量廃棄ではなく、環境に配慮した行動がとられるようになってきています。

このような状況の中、平成 16 年 3 月に策定した前基本計画が策定後 10 年を迎え、瀬戸市ごみ減量推進会議のメンバーが中心となって、このたび新たな「瀬戸市一般廃棄物処理基本計画」を策定することとなりました。

これからのごみ減量及びリサイクルの推進には、市民、事業者が自ら行動に移すことが大切であると考えており、行政として市民、事業者の意識向上とそれを支える仕組みづくりを重点施策として進めてまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご指導をいただきました瀬戸市環境衛生審議会委員の皆様をはじめ、計画策定の中心を担っていただいた瀬戸市ごみ減量推進会議委員の皆様、またアンケート調査やパブリックコメント手続きを通じてご意見をいただきました市民の皆様に心から厚くお礼を申し上げます。

平成 26 年 3 月

瀬戸市長 増岡 錦也

# 目 次

## ごみ処理基本計画

1. 瀬戸市の一般廃棄物（ごみ）の現況と課題 . . . . . 2
2. ごみ処理基本計画の理念と基本方針 . . . . . 7
3. 瀬戸市の重点テーマと市民・事業者・行政の役割 . . . . . 13
4. 計画の推進と進行管理 . . . . . 26

## 生活排水処理基本計画

1. 瀬戸市の生活排水処理の現況と課題 . . . . . 28
2. 生活排水処理基本計画の理念と基本方針 . . . . . 31
3. 生活排水処理基本計画 . . . . . 33

## 参考資料



# ごみ処理 基本計画

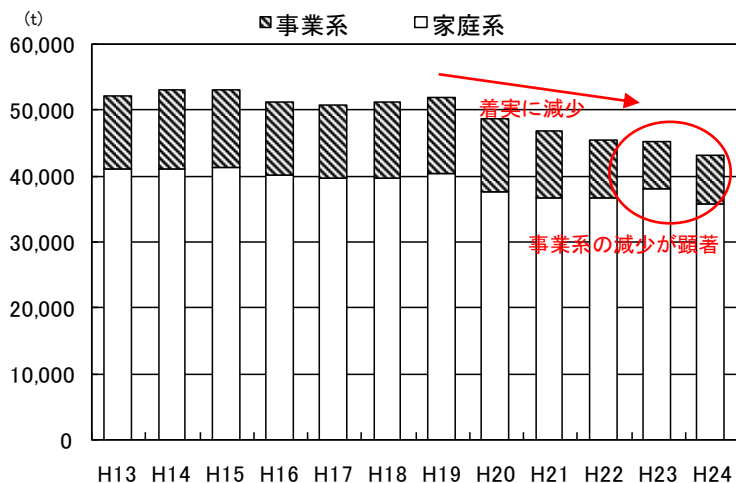
# 1 瀬戸市の一般廃棄物（ごみ）の現況と課題

**現況から見た特徴と課題①：**  
 年々減少傾向にあった家庭から出るごみ・資源物の量は、減少が頭打ちとなっています  
 →割合が最も多い家庭系の燃えるごみの減量対策を進める必要がある

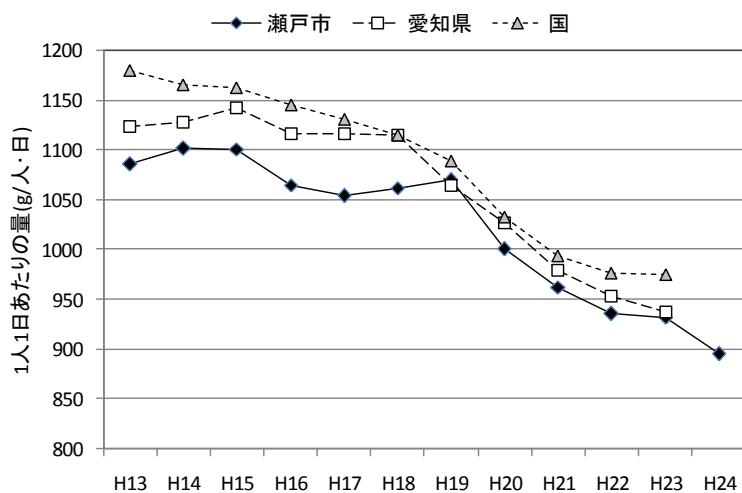
瀬戸市の一般廃棄物総量（市収集の家庭系ごみ・資源物（集団回収を含む）、事業系ごみの総量）\*は、平成 15 年度の 53,148t をピークに年々減少し、平成 24 年度は 43,164t となっています。

家庭系・事業系の別に傾向をみると、平成 24 年度はそれぞれピーク時の 13%減（家庭系）及び 39%減（事業系）となっており、**特に事業系の減少が著しい**ことがわかります。

また、1人1日当たりの排出量\*\*の推移を愛知県及び全国平均と比較すると、瀬戸市は平成 13 年度以降、ほぼ一貫して県平均値と全国平均値を下回っており、瀬戸市の市民・事業者のごみ減量に向けた取組みが根付いていることが伺えます。



ごみ・資源物排出量（総量）の推移



1人1日当たりの排出量の推移

出典：一般廃棄物の排出及び処理状況等（平成 23 年度）について（全国平均値）、平成 23 年度愛知県廃棄物処理の状況（県平均値）

\*) 一般廃棄物総量について：  
 廃棄物処理法第 5 条の 2 に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」における「一般廃棄物の排出量」と同等とし、「収集ごみ量（主に家庭系のごみ）」、「直接搬入量（主に事業系のごみ）」、「集団回収量」を合計した値（資源物を含む）。

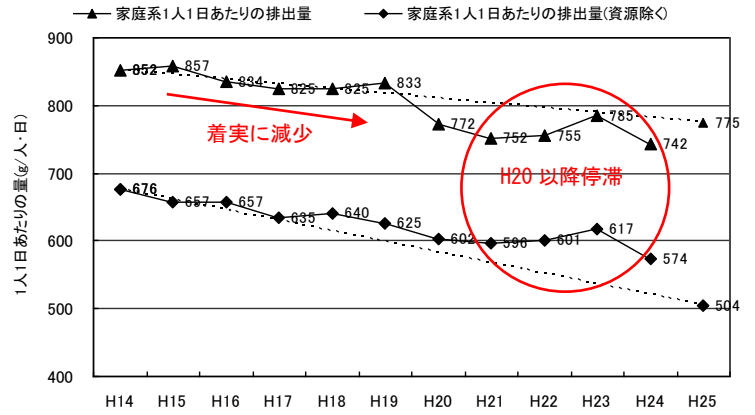
\*\*\*) 1人1日当たりの排出量：  
 人口規模の異なる自治体間等でごみ排出量を比較するために、以下の式で算定される。  

$$1人1日当たりの排出量 = \frac{\text{廃棄物排出量}}{\text{人口} \div 365 \text{日}} \text{ (閏年は 366 日)}$$



市民 1 人が家庭から 1 日に出すごみと資源物の量は、平成 15 年度の 857g をピークに減少し、平成 24 年度には 742g となっています。またごみの量も平成 15 年度の 657g から 574g へと減少しています。

これらを平成 15 年度から比較すると両方とも約 13%減少しており、**ごみの減量は着実に達成されてきています。**ただし毎年の値をみると、**平成 20 年度以降はどちらもほぼ横ばいになっていることから、減少傾向が頭打ち**になっていることがわかります。



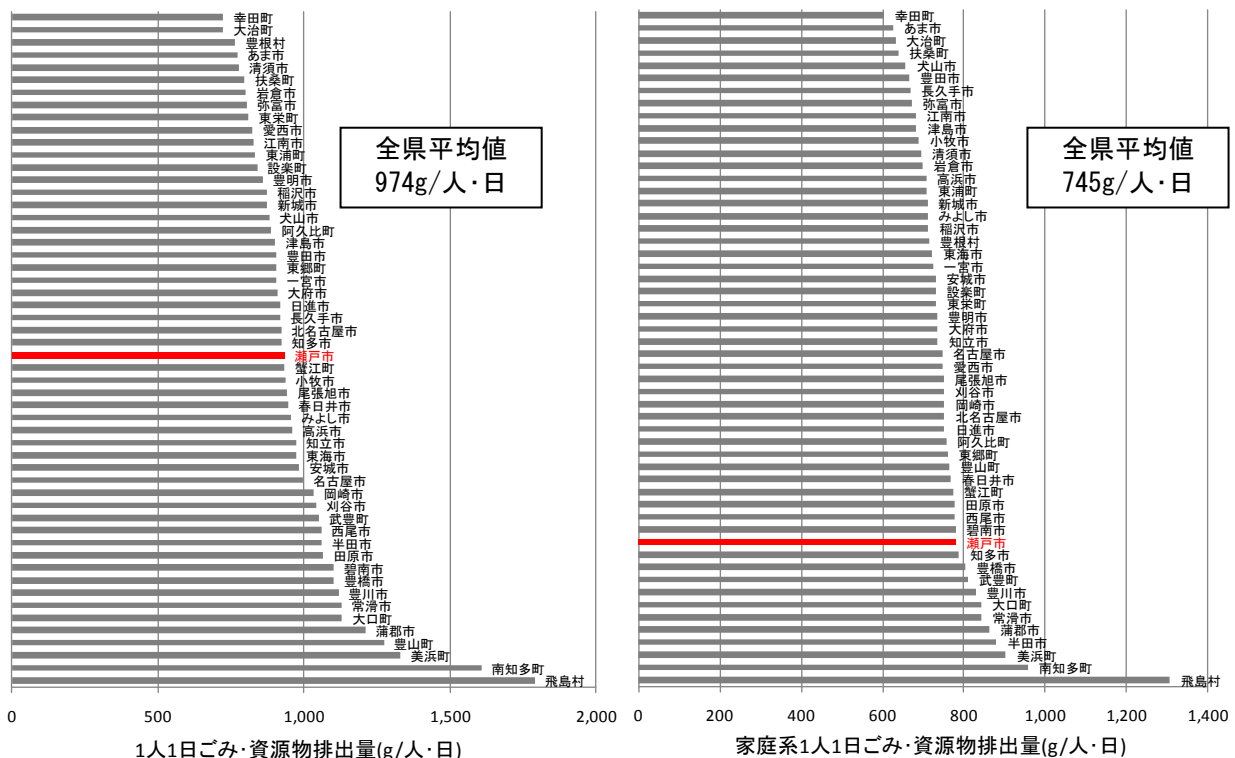
家庭系の1人1日ごみ・資源物排出量の推移

\*) H24の1人1日ごみ・資源物排出量が大きく減少している理由：H23年10月から粗大ごみが有料化されたため、H23は有料化前の駆け込み排出で増加、H24は有料化の反動で減少していると考えられる。この2年を平均すると、764g(資源含む家庭系)と596g(資源含まない家庭系)となり、ほぼ横ばいとなる。

＜参考＞県内各市町村の排出量との比較

下の図は平成 23 年度のごみ・資源物の 1 人 1 日排出量の市町村別順位です。瀬戸市は、事業系を含む 1 人 1 日排出量では 932g/人・日で県平均を下回り、県内市町村のほぼ中位に位置していますが、家庭系だけの 1 人 1 日排出量では 779g/人・日で県平均を上回り、県内市町村では多いほうに位置しています。ただしこれは、平成 23 年 10 月の粗大ごみ有料化に伴い、直前に駆け込み排出が見られたため、その影響もあると考えられます。

なお、家庭系の排出量が少ない他市町村の特徴について分析を行ったところ、可燃ごみの指定袋の価格が高く、有料化されている場合でも無料配布がないこと（40～45 L の大袋で 20～45 円。瀬戸市は 12 円程度。）、ごみ袋が記名式となっていること等が特徴としてあげられます



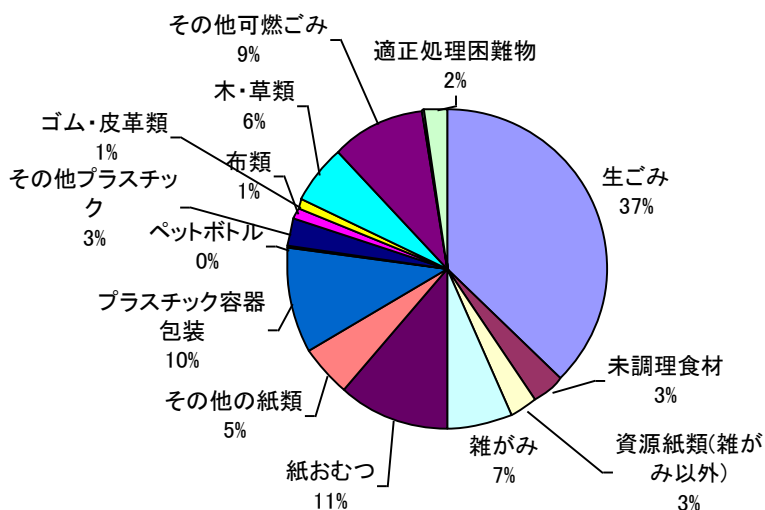
出典：平成 23 年度愛知県廃棄物処理の状況

**現況から見た特徴と課題②：**

家庭系の燃えるごみの内訳をみると、生ごみ・未調理食材が最も多く、約4割を占めています

→「生ごみを減らす」ことが、ごみ全体の減量に最も効果的である

排出された家庭系ごみ（燃えるごみ、燃えないごみ）の内容物を分析し、どういうごみが含まれているかという調査を行いました(ごみ組成調査、平成24年11月及び25年11月に実施。詳細は資料編に示します)。



H24.11に実施した燃えるごみの組成調査結果

燃えるごみのうち、最も大きな割合を占めたものが生ごみで37%、また未調理食材（開封、調理等をせずに捨てられた食材）が3%あり、合計40%を食品系の廃棄物が占めていました。食品系の廃棄物は、他の紙類、プラスチック類等に比べて水分を多く含むため、同じ体積でもこのことから、「生ごみ」を減量する取組みが家庭にもっと広がれば

ばごみ全体が効率的に減量できること、未調理食材の廃棄物を減らすために「食材を買いすぎない、作りすぎない」ことに対する市民の意識改革が重要であることがわかります。

なお、トレイやレジ袋などのプラスチック製容器包装（トレイ、レジ袋含む）は約10%、資源となる紙類の混入は約10%で、資源となる紙類のうち雑がみが70%を占めていました。



混入していた未調理食材の例



体積が大きいプラスチック製容器包装類

**現況から見た特徴と課題③：**

前計画の成果や市民意識調査結果から、意識改革と、それを促すための仕組みの不足が伺えます

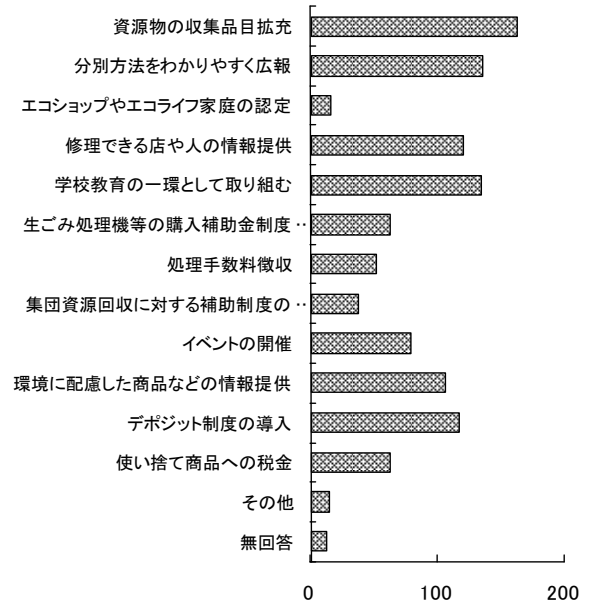
**→市民の意識を変えるための情報提供や環境学習が必要である**

前計画期間の成果として、資源リサイクルセンターの整備をはじめとしたハード面の整備はおおむね進んだものの、**ごみに関する情報提供や意識の啓発、地域での取り組みへの支援などに関しては不十分**であったという反省があります。

また、市民へのアンケート結果\*)からは、「資源物の収集品目拡充」、「分別方法をわかりやすく広報」、「学校教育の一環として取り組む」等が、「ごみを減量するために有効な方法」と認識されていることがわかります。

\*)市民へのアンケート：  
本計画策定にあたり、市民 1,000 人に無記名、郵送配布・回収で行ったアンケート。平成 24 年 12 月に実施。回収率は 40.1%。

Q:ごみを減らすため、どのような方法が望ましいと考えますか。



ごみ減量のために有効な方法 (市民へのアンケート結果より)

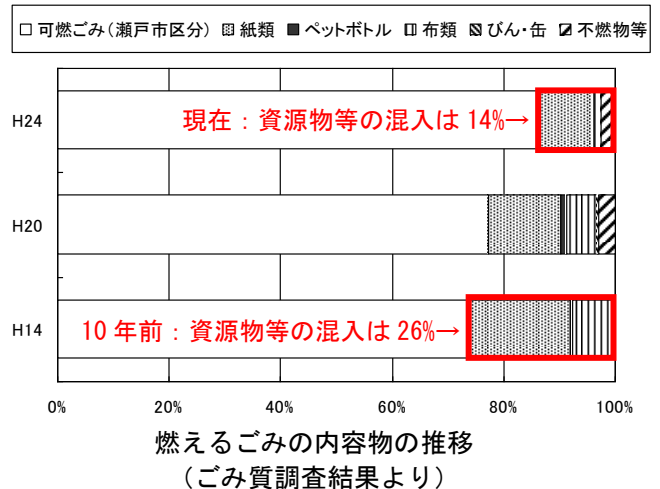
**現況から見た特徴と課題④：**

燃えるごみに混ざって出されている資源物\*)や燃えないごみは約 1 割にすぎません

**→「分別をもっと頑張る」に加え、「ごみとなるものを家庭に持ち込まない」ことが、ごみ減量には効果的**

燃えるごみに混入している資源物、燃えないごみ等の割合は年々減少しています。平成 24 年度に行ったごみ組成調査では、**混入している資源物や燃えないごみの割合は 14%**で、**10 年前の 26%**と比べて**ほぼ半減**しており、これはこの 10 年間の市民の努力の成果です。

今後は、これまでどおり資源物等の分別の努力に加え、長期に使える製品を選ぶ、包装物を減らす、詰め替え製品を選ぶなどの「ごみとなるものを家庭に持ち込まない」行動が、ごみ減量にはより効果的です。



燃えるごみの内容物の推移 (ごみ質調査結果より)

\*)資源物：現行の瀬戸市の分別区分で「資源」としているもの。

## 現況から見た特徴と課題⑤：

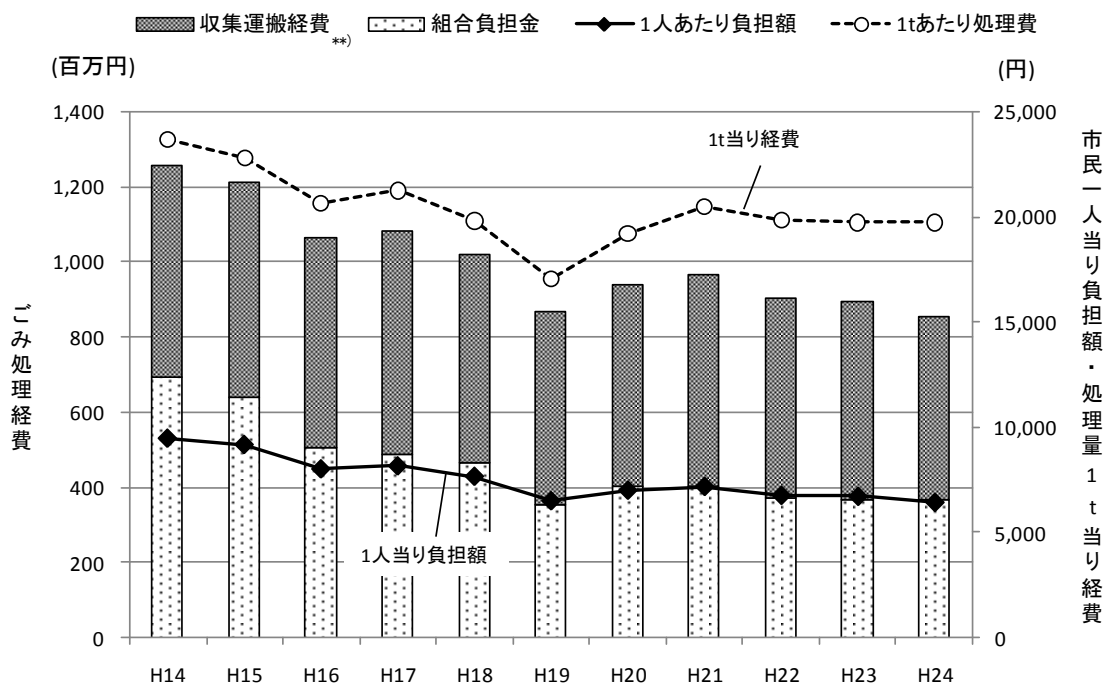
ごみ処理経費は、ごみの量や資源化施策によって変動します

→処理経費の面からも、発生抑制を最優先の施策とする必要がある

本市のごみ処理に係る経費は減少する傾向にあり、平成 24 年度は全体で 852 百万円で、平成 14 年度の約 2/3 になっています。これは、ごみ量が年々減少していること、それに伴い尾張東部衛生組合の組合負担金\*)が年々減少していること、及び市と組合が効率的なごみの収集運搬・処理をしていることによると考えられます。

市民 1 人当りの年間負担額についても減少傾向にあり、平成 24 年度は年間 6,452 円となります。また 1t 当りの経費は 20,000 円前後でほぼ横ばいに推移しています。

このように処理経費はごみ量に応じて増減するため、**ごみ・資源物の量の削減は経費の削減につながります**。また、資源物の回収にあたっては、回収品目の拡充、回収拠点の増加等、市民の利便性を向上させる施策によりごみ量は減少するものの経費面では増加する傾向があるため、**ごみ・資源物の発生抑制に重点を置いた施策を行う必要があります**。



瀬戸市のごみ処理経費の推移

\*) 組合負担金：

尾張東部衛生組合の運営にあたり、組合構成市である本市と尾張旭市、長久手市の 3 市が分担して拠出する費用のことで、組合はこの負担金のほか、国・県等からの補助金、自らの事業収入等で経費をまかなっている。

施設の建設に係る「建設経費」と、ごみ処理事業の運営に係る「一般経費」に区分される。

\*\*) 収集運搬経費：

収集運搬のほか、資源リサイクルセンター運営経費等も含む。

## 2 ごみ処理基本計画の理念と基本方針

本計画は、今後 10 年間（平成 26～35 年度）における一般廃棄物処理の方向性を示し、瀬戸市を循環型社会へ更なる構造転換を図るための方策を示したものです。計画の検討にあたっては、市民・自治会・事業者等からなる「瀬戸市ごみ減量推進会議」において議論を行い、あわせてごみに関する市民意識調査やごみ質の調査も実施することで、市民の意見と瀬戸市の現状を反映した計画としました。

「1 瀬戸市のごみ処理の特徴と課題」で示したように、前計画の計画期間である平成 16 年度以降、瀬戸市のごみの量は、総量、1 人が 1 日に出すごみ量ともに着実に減少しつつあります。また、燃えるごみへの不適正物の混入率も減少しています。これは、市民や事業者一人ひとりのごみに関する意識が向上し、資源物の分別や自主的な発生抑制が進んだ成果であり、また行政により市民や事業者がごみ減量やリサイクルを行いやすい体制が整備されてきた成果であるといえます。

今後は、これまで広まってきた分別に対する取組みやリサイクルに関する意識に加え、「安易にごみにしない、ごみになるものを家庭や事業所に持ち込まない」という発生抑制の意識を市民・事業者の一人ひとりが高め、実行に移すようにしていく必要があります。

以上より、今後、瀬戸市における循環型社会形成に際して最も重要なことは、市民・事業者一人ひとりの意識の向上とライフスタイルの変革、そしてそれを支える仕組みであると考え、本計画の実現により目指す瀬戸市のごみ処理基本計画の理念を以下のとおり定めます。

### ●計画の理念●

**もったいない！**

**買うとき使うとき捨てるとき**

**ごみになること考えて**

## ●計画の基本方針

計画の理念を実現するために、以下の4項目を計画の基本方針とします。

# 1. 意識改革・協働 ～ ごみ問題は「自分ごと」

これまで、瀬戸市ではごみの発生抑制及び資源化を推進する施策を、イベントや啓発活動などのソフト、資源リサイクルセンターの整備などのハードの両面から進めてきており、一定の成果が上がっています。

瀬戸市においてさらなるごみの減量を進め、循環型社会を実現するためには、市民・事業者・行政の各主体がごみの減量を自らの責任と捉えて自主的に行動すること、また各主体が相互に連携しながら取組みを進めることが必要不可欠です。

そのため、市民・事業者の意識改革に繋がる様々な情報や、意識啓発の場を提供します。情報提供にあたっては、市民が求める情報を分かりやすい内容・情報を得やすい手段で提供することを心がけるとともに、学校と連携して幼いうちから発達段階に応じた教育を行い、ごみに対する意識と責任感を育みます。

また、自治会、町内会等の地域での実践活動や、事業者団体の取組みと行政との連携・協働を通じてもごみ減量に努めていきます。

# 2. 発生抑制 ～ ごみを買わずに身軽な生活

最近の10年間に、瀬戸市ではごみの資源化（リサイクル）への取組みは積極的に進められてきており、燃えるごみに混入している資源物の割合が減少するなど、成果も上がっています。ごみの減量をさらに進めるためには、リサイクルの前に、ごみの発生の抑制（リデュース）、いったん使用した製品・容器等の再使用（リユース）に取り組むことが重要です。国の第3次循環型社会形成推進基本計画（平成25年5月）においても、リサイクルに先立って2R（リデュース、リユース）を可能な限り推進することが基本であるとされています。

発生抑制（リデュース）の取組みとしては、家庭からの燃えるごみの約4割を占める生ごみの減量を促進することを第1とし、家庭での生ごみの自家処理の促進、水切りや食品を買いすぎない・作りすぎないことに関する意識啓発や情報提供を行います。また、商品の簡易包装について、消費者と流通事業者の双方に働きかけを行います。

再使用（リユース）の取組みとしては、リサイクルマーケットの開催をはじめとする不用品の地域内循環を促す場作りや情報提供などを進めます。

### 3. 資源化 ～ 捨てればごみ、活かせば資源

資源化（リサイクル）は天然資源の使用量や、採取・加工に関する環境負荷を低減するために行う手段です。瀬戸市では、これまで紙類の分別を中心とした分別知識の普及、資源リサイクルセンターの設置などに取り組み、ごみへの資源の混入率が減少するなどの成果を上げてきています。

ごみ減量のための取組みに際して最も早く着手されたのはこの「リサイクル」ですが、反面「大量生産・大量消費・大量廃棄」が「大量リサイクル」にとってかわるといふ風潮を生み出した側面も否定できません。今後は発生抑制を行い、その上で発生したごみを資源物として資源化するという考え方で、資源化を進めていきます。

具体的には、これまで同様の紙類を中心とした分別徹底の取組みに加えて、回収品目の拡充や資源回収拠点の増設、分別方法を示した冊子等の充実、民間の資源回収との連携など、「出しやすさ」を向上させる取組みなどを進めます。

### 4. 適正なごみ処理 ～ 未来に向けたしくみづくり

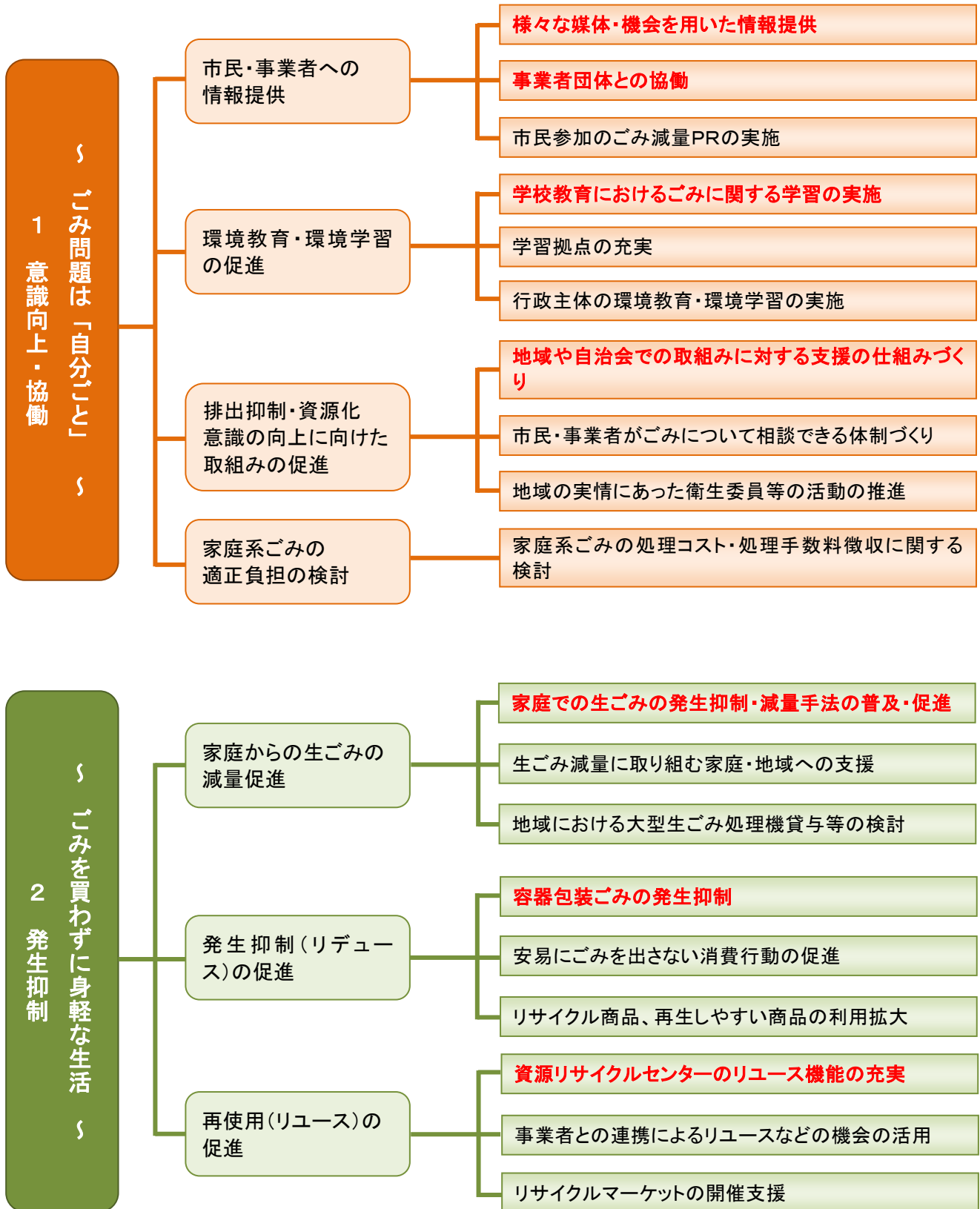
ごみの発生抑制及び資源化を行った上でやむを得ず発生するごみについては、適正に処理していかなければなりません。

収集運搬については、実情に応じた集積場の配置など、適正かつ効率的な収集運搬体制の確立に向けて取り組みます。中間処理については、民間リサイクル施設と連携した剪定木のリサイクル等、民間の廃棄物事業者と行政が連携した取組みを進めます。また、市民・事業者に対して、適正なごみ処理に関する情報の提供を行います。

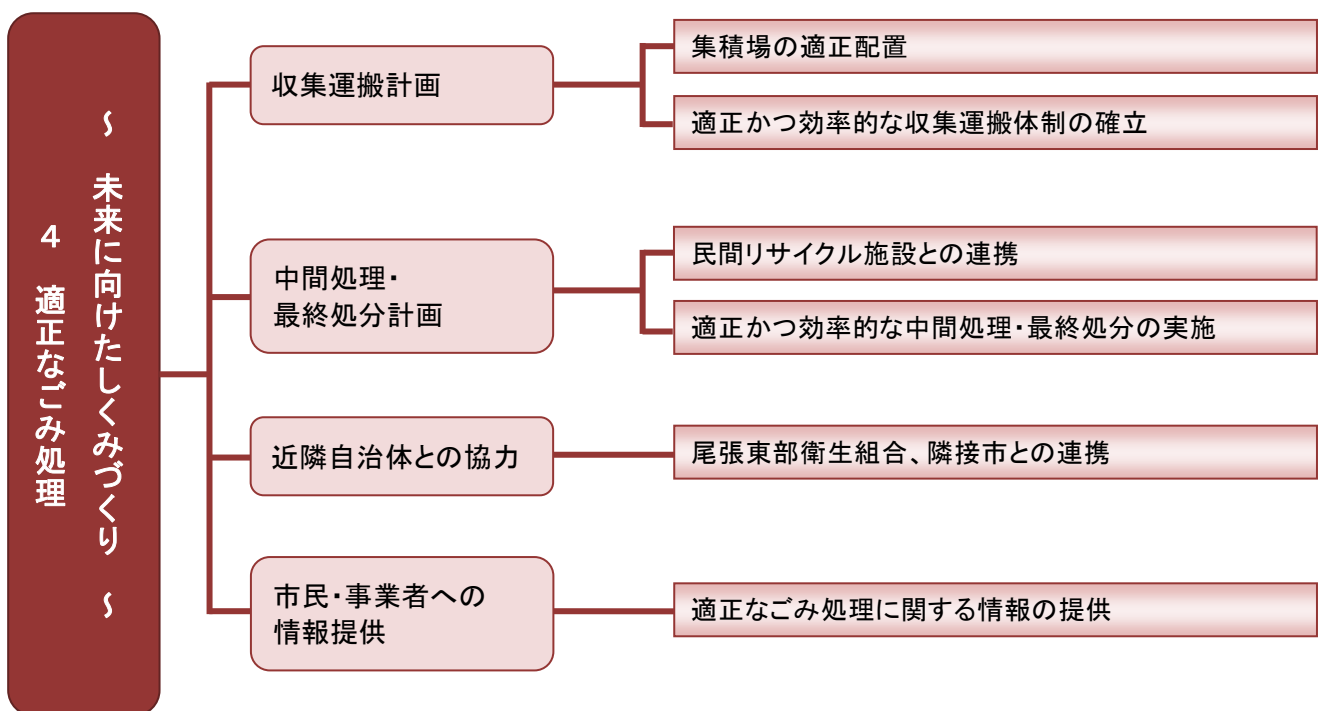
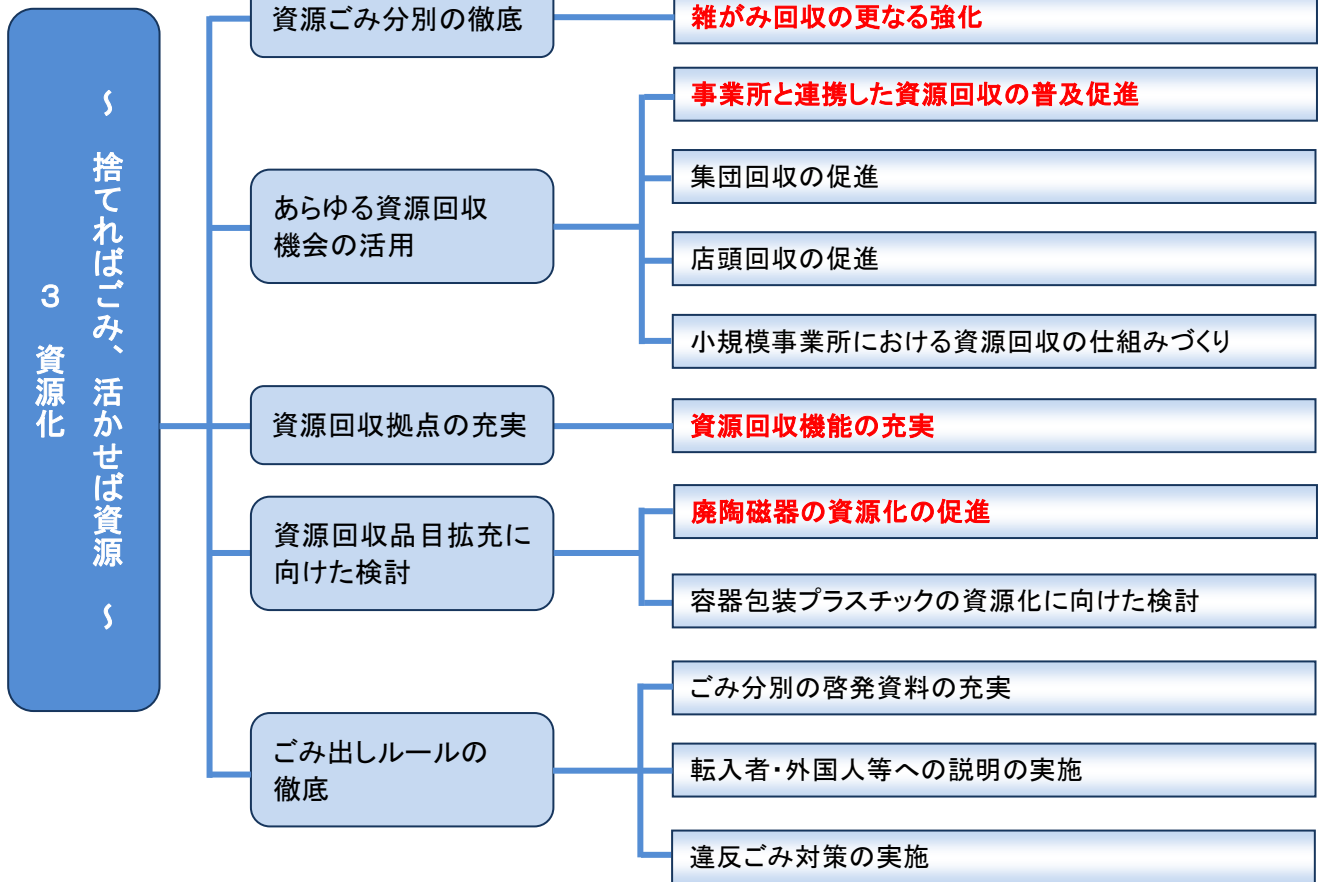


## ●基本方針を実現するための施策の体系

基本方針ごとの施策の体系は以下のとおりとします。なお、赤字で示す施策は、計画の理念を実現するために、早期かつ重点的に取り組む必要のある項目で、「重点項目」とします。重点項目の推進については次章に示します。







● 計画の進捗を管理するための数値目標

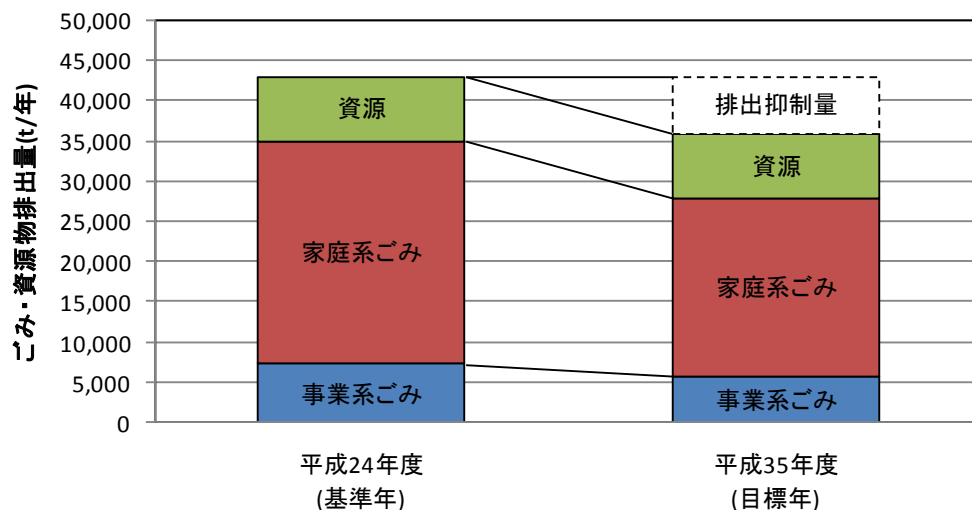
計画の進捗状況の評価を行うために、数値目標を設定します。計画の目標年次である平成35年度における数値目標は次のとおりとします。

項目	目標値 (平成35年度)	基準値 (平成24年度)
家庭系・事業系の総ごみ・資源物排出量	36,000t (H24比 -17%)	43,164t

また、以下の目標値については、上記に付随する参考指標として設定します。

項目	参考目標値 (平成35年度)	基準値 (平成24年度)
資源化率 家庭から排出される不要物のうち資源物の割合	26.4%	22.6%
1人1日あたりのごみ排出量(家庭系+事業系) 家庭及び事業所から排出されたごみ量(資源物は除く)	609g/人・日	727g/人・日
家庭系1人1日あたりのごみ・資源物排出量	656g/人・日	742g/人・日
家庭系1人1日あたりのごみ排出量 家庭から排出されたごみ量(資源物は除く)	483g/人・日	574g/人・日

数値目標が達成された場合のごみ削減のイメージは以下のとおりです。



目標達成のイメージ

### 3 瀬戸市の重点テーマと市民・行政・事業者の役割

計画の基本理念を達成し、数値目標である「平成 35 年度に家庭系・事業系の総ごみ・資源物排出量 36,000t」を達成するため、早期に、かつ重点的に取り組む必要のある項目については2で「重点項目」としています。ここでは重点項目を「テーマ」別に整理し、確実に進捗管理を行って施策を推進する目的で、施策の実施スケジュールや成果の指標を示します。

<テーマ>	<施策の内容>
市民みんなでやってみよう	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域や自治会での取組みに対する支援の仕組みづくり</li> <li>○様々な媒体・機会を用いた情報提供</li> </ul>
生ごみ へらそう	<ul style="list-style-type: none"> <li>○家庭での生ごみの発生抑制・減量手法の普及促進</li> <li>○学校等への生ごみ処理機の設置 (学校教育におけるごみに関する学習の実施)</li> </ul>
資源リサイクルセンターを活用しよう	<ul style="list-style-type: none"> <li>○資源リサイクルセンターのリユース機能の充実</li> <li>○雑がみ回収の更なる強化</li> <li>○資源回収機能の充実</li> </ul>
事業所との連携を深め、機能・仕組みをもっと利用しよう	<ul style="list-style-type: none"> <li>○容器包装ごみの発生抑制</li> <li>○事業所と連携した資源回収の普及促進</li> <li>○廃陶磁器の資源化の促進</li> </ul>

重点  
テーマ 1

## 市民みんなで作ってみよう

## 1 地域や自治会での取組みに対する支援の仕組みづくり

ごみ排出時の分別指導など、自治会・町内会などの自主的な実践活動を支援するとともに、実践活動の先進的な取組み事例を収集し、地域へ情報提供します。

また、住民団体等が行うごみに関する自主的な活動・勉強会に対し、事業者や行政が支援を行う仕組みを作ります。

## 2 様々な媒体・機会を用いた情報提供

ごみの分別、ごみ出しルール、リサイクル施設等のごみに関する情報を、ケーブルテレビ、ラジオ、市広報、市ホームページ、イベントや地域の会合等、さまざまな媒体や機会を通して市民・事業者提供します。

また、ごみ減量に関する行動や具体的な取組みのアイデアについて、市民・事業者からの提案を募り、結果を発信することで関心を促します。また、新たな取組みに賛同し、モデル地区等として参加する地域を発掘します。

## ●市民・事業者・行政の役割分担

施策	市民	事業者	行政（市）
地域や自治会での取組みに対する支援の仕組みづくり	自治会・町内会等の取組みへの参加 ごみに関する自主的な活動・勉強会への参加		自治会・町内会等の取組みへの支援 先進事例の紹介 講師の派遣・紹介、場所の提供、施設見学機会の提供等、住民団体・事業者等の勉強会を支援する仕組みづくり
様々な媒体・機会を用いた情報提供		市の提供する情報の活用、イベントでの情報提供への協力、事業に係る情報の発信	様々な媒体・機会を用いた情報提供

● 達成目標

達成目標	現状	目標
地域・町内会等への分別指導の実施	8回/年(H24)	20回/年(H30)
出前講座等での講師派遣・紹介件数	6件/年(H24)	15件/年(H30)
情報提供媒体の拡充	—	現在は行っていない 媒体での情報提供を 1件以上実施

● スケジュール

施策	H26	H30	H35
地域や自治会での取組みに対する支援の仕組みづくり	<p>← 分別指導の実施</p> <p>← 他自治体取組み事例の収集</p> <p>← 講師派遣仕組みづくり、試行</p>	<p>← 情報提供</p> <p>← 実施</p>	
様々な媒体・機会を用いた情報提供	<p>← 準備・協議</p>	<p>← 新たな媒体での情報提供</p>	

## ～ 瀬戸市における支援・情報提供の仕組み（平成 25 年度現在）～

### 【地域や自治会での取組みに関する支援の仕組み】

#### ●出前講座

- ・小学校での親子学級
- ・公民館での生涯学習講座
- ・地域交流センターでの学習講座
- ・地域婦人団体連絡協議会での環境学習講座
- ・衛生委員の勉強会

（内容）ゲームやクイズを通じて、瀬戸市のごみ・リサイクルを学ぶ。自分たちができるごみ減量の手法を知るきっかけとする。



親子講座のようす

#### ●その他

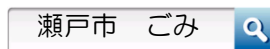
- ・地元イベントでの啓発活動  
（内容）イベントでブースをもらい、瀬戸市のごみ・リサイクルを学ぶ。
- ・施設見学  
（内容）資源物受入れ施設やごみ焼却施設を見学する。

### 【ごみに関する情報提供】

市環境課のホームページで、情報を得ることができます。

<http://www.city.seto.aichi.jp/bunya/gomishigenbutsu-syusyubi/>

また、資源リサイクルセンターの facebook ページでは、イベント情報、開催報告、予定等について、タイムリーに発信しています。



QR コードを携帯電話で読み取れば、簡単にアクセスすることができます

#### ●ごみ・資源物収集カレンダー

地域ごとの詳細な収集日程を示したカレンダーを作成しています。



#### ●分別辞書

ごみ・資源物の分別をあいいうえお順で調べることができる「分別辞書」を提供しています。

##### ごみ・資源物の分別辞書

品名	分類	備考
あ行 亜鉛トタン	粗大ごみ	1束で1点として予約できます。
アコーデオンカーテン	収集できません	
足踏みミシン	粗大ごみ	業務で使用するのは収集できません
油(機械油)	収集できません	極少量であれば、紙や布等に含ませ
油(食用)	燃えないごみ	紙や布等に含ませるか、薬品で固め、植物油は資源リサイクルセンターへ持
油タンク(200L以上)	収集できません	例:ドラム缶等
油タンク(200L未満の金属製)	燃えないごみ	中が空のものに限ります。
雨戸	粗大ごみ	
編み機	粗大ごみ	業務で使用するのは収集できません
網戸	粗大ごみ	
アルミ缶	資源物(缶)	中を洗ってください、資源リサイクルセンターへも持ち込み
アルミフェンス	粗大ごみ	
アルミホイール(台所用品)	燃やさないごみ	

#### ●ごみ減量・資源回収等を奨励する補助金制度（平成 25 年度現在の制度・金額）

資源回収、集積場の整備を進める取組みに対して、補助金等を支給しています。制度の詳細・支給要件等はホームページまたは市環境課まで電話等でご確認ください。

ごみ減量活動奨励金	子ども会、婦人会等の非営利団体による集団資源回収に対して、回収量 100kg あたり 400 円の奨励金を支給。
ごみ集積場整備補助金	燃えるごみや資源物の集積場を整備する自治会・町内会に、整備のための原材料費（上限 40,000 円）を補助

重点  
テーマ **2**

# 生ごみ へらそう

## 1 家庭での生ごみの発生抑制・減量手法の普及・促進

生ごみの発生抑制の手法（食材を買いすぎない、食品を作りすぎない）、減量の手法（生ごみの水切り・天日干し、ごみの少ない調理法等）、自家処理の手法（堆肥化等）について情報提供し、取り組みます。また、小売事業者に対し、ばら売りや少量パック販売の拡充を促進します。



## 2 学校等への生ごみ処理機の設置（学校教育におけるごみに関する学習の実施）

学校における実践的な環境学習の場をつくることを目的として、学校等に大型の生ごみ処理機を設置し、給食残渣の堆肥化を図ります。できた堆肥を市内の農家での野菜作りに使用し、それをまた給食で使用する地産地消サイクルの確立を目指します。

### ● 市民・事業者・行政の役割分担

施策		市民	事業者	行政（市）
家庭での生ごみの発生抑制・減量手法の普及・促進	発生抑制	調理くずが出ない調理法の実施、過剰な買い物・調理を控える等	ごみを出さない調理法・レシピの情報提供、ばら売り・少量パックの販売拡大(小売事業者)	ごみを出さない調理法・レシピの情報提供、ばら売り・少量パックの販売の拡充促進
	減量	生ごみの水切り・天日干し等の実施		水切り用具の普及、手法のPR
	自家処理	堆肥化等の自家処理の実施	段ボールコンポスト等の自家処理資材の販売取扱(小売事業者)	段ボールコンポスト実践講座の開催等、生ごみ減量手法の普及促進 生ごみ処理機等、自家処理機器への購入補助の検討
学校等への生ごみ処理機の設置			給食から出た生ごみ堆肥を農地で活用し、農作物を生産(農業者)	学校に設置した生ごみ処理機で給食残渣の堆肥化を行い、環境学習に活用

● 達成目標

達成目標	現状	目標
生ごみの堆肥化・エコクッキング等、生ごみの減量に関する講座の開催	2件/年(H24)	5件/年(H30)
学校等への生ごみ処理機の設置	0機(H24)	1機を試験的に導入(H30)

● スケジュール

施策	H26	H30	H35
家庭での生ごみの発生抑制・減量手法の普及・促進	水切りに関する啓発重点化 ←→ 講座開催の拡大		
学校等への生ごみ処理機の設置	情報収集検討 ←→ モデル校導入実証実験		設置校拡大





～ 家庭でできる生ごみ減量の様々な手法 ～

【水切り】

- 捨てる前に手で絞る  
素手では抵抗があってもゴム手袋なら平気



こんな水切り用具もあります



- はじめから濡らさない  
皮むきは洗う前に！



- 水のかかるところに置かない



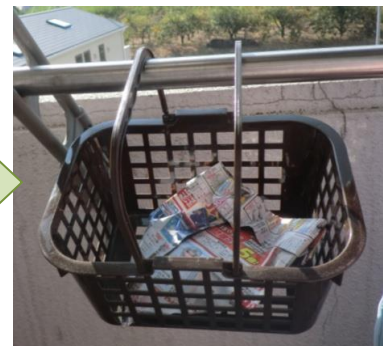
生ごみの臭いの原因は水分！

って知ってました？

生ごみの臭いの元は、ごみに含まれる雑菌の繁殖です。菌の繁殖には温度と適度な水分が必要なので、水切りや天日干しなどで生ごみの水分を減らすことは、臭いの予防にもつながります。

【天日干し】

- 新聞紙にくるんで、次の収集まで雨のかからないところで干す  
野菜くずなどを新聞紙で包んで



風通しのよい日陰に干す

【機械・器具を使う】

- 生ごみ処理槽



- 段ボールコンポスト



- 電動式生ごみ処理機



重点  
テーマ 3

## 資源リサイクルセンターを活用しよう

## 1 資源リサイクルセンターのリユース機能の充実

市民の意見や利用状況等を参考にしながら、資源リサイクルセンターを不用品交換などのリユースの場として再整備します。また、リサイクルショップやリサイクルマーケット等の情報提供の場としても充実させます。

## 2 雑がみ回収の更なる強化

燃えるごみへの混入が見られる雑がみについて、分別への取組みを向上させるため、資源リサイクルセンターを拠点に PR を強化します。

## 3 資源回収機能の拡充

資源リサイクルセンターにおける回収品目を拡充します。また、回収拠点の増加について検討します。検討にあたっては、市の施設だけではなく民間事業所との共同運営等も視野に入れて協議・検討を行います。



## ●市民・事業者・行政の役割分担

施策	市民	事業者	行政（市）
資源リサイクルセンターのリユース機能の充実	資源リサイクルセンターにおけるリユース機能の活用		資源リサイクルセンターにおけるリユース機能の充実及び情報提供
雑がみ回収の更なる強化	雑がみ分別回収への協力	雑がみ分別回収への協力	雑がみ分別強化のPR
資源回収機能の充実		資源回収拠点新設への協力	分別対象品目の拡充、効率的・効果的な分別手法に関する情報収集・検討、資源回収拠点の新設に向けた検討・協議

● 達成目標

達成目標	現状	目標
資源リサイクルセンターをリユースの場として整備	—	リユース機能整備 (仮:H27)
雑がみの燃えるごみへの混入率の低下	混入率 7%(H24)	4%(H30)
回収拠点の新設	—	1 か所新設(H30)

● スケジュール

施策	H26	H30	H35
資源リサイクルセンターのリユース機能の充実	リユース機能整備	← 運営	→
雑がみ回収の更なる強化	← 定期的に重点啓発実施	効果計測	
資源回収機能の充実		← 回収品目の増加検討	→



資源リサイクルセンターで行っているおもちゃのリサイクル市

## ～ 瀬戸市資源リサイクルセンターのご紹介 ～

### 【施設案内】

所在地 瀬戸市東吉田町 2 番地の 1  
 電話 0561-21-3196  
 FAX 0561-89-5224  
 開館時間 午前 9 時～午後 5 時  
 休館日 月曜日（祝日の場合は開館）



### 【資源物の持ち込みができる品目】

持ち込んだ資源物は、自分で回収ボックスに品目ごとに分別・投入をお願いしています。

紙類	ダンボール、新聞紙、雑誌類、雑がみ類、紙パック
古布類	衣類、毛布、シーツなど
びん・缶類	飲食料用のびん・缶（アルミ・スチール）、スプレー缶
電池類	乾電池、充電式電池、ボタン電池
植物性食用廃油	てんぷらなどで使った油
ペットボトル	リサイクルマークが表示されたもの
金属製調理器具	なべ、やかん、フライパンなど
小型家電	電気・電池で動く小型家電製品



### 【イベント・講座等（H25 実施の代表的なもの）】

- おもちゃ病院  
ボランティアグループ 名古屋おもちゃ病院「とんかち」によるおもちゃの修理  
2か月に1回程度開催
- 古布リサイクル講座  
リサイクルで提供された、古布（着物生地）を使用して様々な小物の作成  
2か月に1回程度開催
- ミニリサイクルマーケット  
出店料無料のリサイクルマーケット  
2か月に1回程度開催
- 環境学習講座  
各種団体を対象にした体験学習  
随時開催



H25.7に行われたミニリサイクルマーケットの様子

重点  
テーマ 4

# 事業所との連携を深め、 機能・仕組みをもっと利用しよう

## 1 容器包装ごみの発生抑制

容器包装ごみの発生を抑制するため、スーパーマーケット等と連携し、市民が過剰な包装の商品ではなく、簡易包装や詰め替え商品を選択するようPRします。また、レジ袋削減のためのマイバッグの普及促進を引き続き行います。

## 2 事業所と連携した資源回収の普及促進

スーパーマーケット等での資源の店頭回収や剪定木リサイクルなど、市の資源物収集以外の資源回収機会・場所等について、情報提供を行います。

また、資源回収品目の拡充について検討する際は、民間の資源化業者との連携について、費用や利便性、市内での新産業育成等の点も踏まえて検討します。



## 3 廃陶磁器の資源化の促進

廃陶磁器の資源化について、事業者団体と連携して収集運搬から資源化・製品化のサイクル構築に向けた検討を行います。

### ● 市民・事業者・行政の役割分担

施策	市民	事業者	行政（市）
容器包装ごみの発生抑制	マイバッグの持参、簡易包装・詰め替え商品の購入、贈答時の簡易包装の選択	レジ袋削減キャンペーンへの参加、簡易包装・詰め替え商品の取扱増加	レジ袋削減キャンペーンの継続
事業所と連携した資源回収の普及促進	市の資源物収集以外の資源回収の利用	資源回収への協力	店頭回収・剪定木リサイクルなど、市の資源物収集以外の資源回収に関するPR
廃陶磁器の資源化の促進	廃陶磁器の資源化への協力	廃陶磁器の再生技術の研究	廃陶磁器の拠点回収の検討、製品化のサイクル構築の検討

## ● 達成目標

達成目標	現状	目標
廃陶磁器の資源化の促進	— (回収中止)	資源化再開に向けた協議の実施

## ● スケジュール

施策	H26	H30	H35
事業所と連携した資源回収の普及促進		← 手法検討・事業所との協議 →	
廃陶磁器の資源化の促進		← 資源化に向けた協議・体制づくり →	

## ～ 廃陶磁器の再利用：Re 瀬戸（リセット）について ～

### ◎Re 瀬戸（リセット）とは？

Re 瀬戸は家庭などで不用となったやきもの（廃陶磁器）をごみとして処分せず、原料として利用する新しいやきものの循環システム、製造プロダクト、そしてその商品を指します。

Re 瀬戸の原料は廃陶磁器の粉碎粉と粘土です。原料の約 50%が廃陶磁器の粉碎粉であり、バージン原料の使用量が今までの半分になります。また、一般にやきものの焼成温度は、約 1300℃ですが、Re 瀬戸は約 1200℃で焼成する事ができます。そのため、天然資源の使用量削減、原料となる陶土採掘の際の森林伐採の低減、製品焼成時のエネルギー低減等、様々な面から、「環境にやさしい」ということができます。



### ◎Re 瀬戸開発のきっかけ

Re 瀬戸は、2005 年の愛・地球博において「やきもののまち、瀬戸」の特色を活かすリサイクルシステムとして、愛知県陶磁器工業協同組合と（独）産業技術総合研究所などの協力により研究開発されました。愛・地球博ではキャラクターグッズや水受けボウルなどとして活用されました。



### ◎Re 瀬戸の現在とこれから

Re 瀬戸は、資源リサイクルセンターで分別収集された廃陶磁器を原料に作られています。しかし平成 25 年度現在、Re 瀬戸の商品開発は一部の分野に限られ、実際の販売は厳しい状況が続いており、資源リサイクルセンターでの廃陶磁器の受け入れも一時中止されたままとなっています。

今後は、資源化技術の開発及び商品開発に加え、産官学が一体となった生産・流通・販売の体制づくりが非常に重要です。



## 4 計画の推進と進行管理

本計画の推進は行政である瀬戸市が行い、施策の進行管理は瀬戸市及び瀬戸市ごみ減量推進会議が行います。

市は毎年度、数値目標の達成状況や、各種排出抑制施策の実施状況、進捗状況について報告し、ごみ減量推進会議はそれらについて点検・評価を行います。点検・評価の結果をうけて、市は各年度に策定する「一般廃棄物処理実施計画」において、必要に応じて新たな施策の検討、既存施策の見直し等を行い、継続的な改善を図ります。



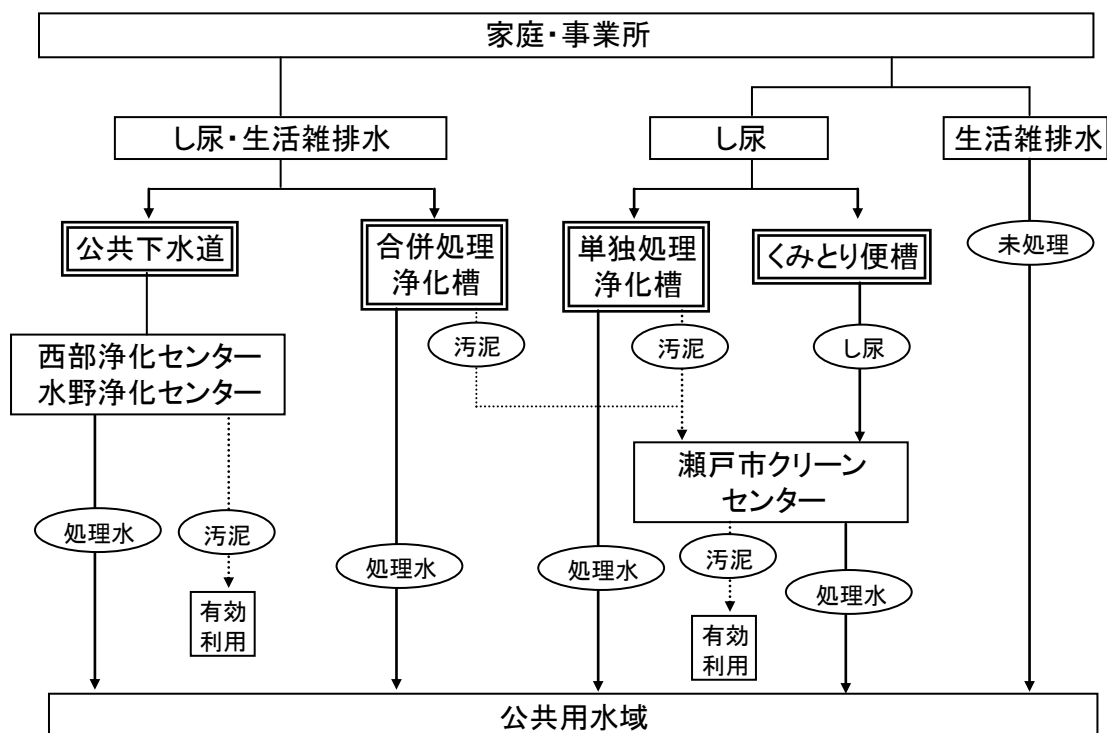
# 生活排水処理 基本計画

# 1 瀬戸市の生活排水処理の現況と課題

瀬戸市では、家庭等からの生活排水は公共下水道、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽、くみとり便槽のいずれかで処理されています。

公共下水道及び合併処理浄化槽を使用している家庭等については、し尿と生活雑排水\*)がともに処理されています。単独浄化槽及びくみとり便槽を使用している家庭等ではし尿のみが処理され、生活雑排水は適正な処理がされないまま公共用水域に放流されていることから、公共用水域の水質保全の観点から、これらの家庭等はできるだけ早期に公共下水道及び合併処理浄化槽へ転換することが求められます。

公共下水道は西部浄化センター及び水野浄化センターで処理が行われ、し尿及び浄化槽汚泥は瀬戸市クリーンセンターにおいて処理が行われています。



瀬戸市の生活排水処理の体系

\*) 生活雑排水：

家庭からの排水のうち、し尿と水洗便所からの排水以外のもの。台所や洗濯・風呂などの排水。

過去 5 年間の生活排水の処理形態別人口は下表のとおりです。

瀬戸市の全域が計画処理区域とされており、生活排水処理率\*)は平成 24 年度末で 65.6%です。

処理形態別では公共下水道人口が最も多く 62,490 人、次いで単独処理浄化槽人口が 37,500 人、合併処理浄化槽人口が 24,141 人となっています。経年変化で見ると、公共下水道及び合併処理浄化槽人口が増加しており、それに伴い単独処理浄化槽人口、非水洗化人口（くみとり便槽及び自家処理）が減少傾向にあります。

### 生活排水処理形態別人口の推移

(単位：人)

	H20	H21	H22	H23	H24
計画処理区域内人口	133,412	133,656	133,121	132,778	132,130
水洗化・生活雑排水処理人口	77,674	84,866	86,215	85,230	86,631
合併処理浄化槽	20,007	24,563	24,888	23,529	24,141
公共下水道	57,667	60,303	61,327	61,701	62,490
水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	45,073	39,129	37,556	38,955	37,500
非水洗化人口	10,665	9,661	9,350	8,593	7,999
くみとり便槽	10,588	9,584	9,273	8,516	7,922
自家処理	77	77	77	77	77
計画処理区域外人口	0	0	0	0	0
水洗化率(%)	92.0%	92.8%	93.0%	93.5%	93.9%
生活排水処理率(%)	58.2%	63.5%	64.8%	64.2%	65.6%

\*) 水洗化率、生活排水処理率：

水洗化率：

浄化槽（合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽）、公共下水道を使用している人口の割合。

生活排水処理率：

し尿及び生活雑排水が適切に処理されている人口の割合。瀬戸市では下記の式で算定される。

生活排水処理率(%) = (下水道人口 + 合併処理浄化槽人口) ÷ (非水洗化人口 + 水洗化人口) × 100

## ● 瀬戸市の生活排水処理における課題

### (1) 公共下水道

瀬戸市では公共下水道を、矢田川・瀬戸川流域を西部処理区、水野川流域を水野処理区と 2 処理区に分けて整備を行っており、西部処理区は昭和 45 年に、水野処理区は昭和 47 年に一部供用開始しています。両処理区とも、整備の計画目標年次は平成 37 年度で、平成 24 年度末の下水処理人口普及率（公共下水道人口／行政人口）は 47.2%です。

今後は、整備区域の拡大に努めるとともに、宅地内排水設備の整備促進、下水道への接続指導に努める必要があります。

### (2) 合併処理浄化槽

公共下水道の計画処理区域外においては、生活雑排水が処理できない単独処理浄化槽またはくみとり便槽から、し尿及び生活雑排水をともに処理する合併処理浄化槽への転換を促進する必要があります。

また、合併処理浄化槽が導入された世帯については、機能が十分発揮できるように適切な維持管理の指導に努める必要があります。

### (3) 単独処理浄化槽及びくみとり便槽

平成 24 年度末時点で、単独処理浄化槽及びくみとり人口が 45,422 人で、計画処理区域内人口の 34%を占めています。

単独処理浄化槽及びくみとりについては、早期に下水道または合併処理浄化槽へ転換するよう促進する必要があります。また、生活雑排水が未処理のまま公共用水域に排出されていることから、できるだけ環境への影響を小さくし、水質保全を図るよう、啓発活動に力を入れる必要があります。

## 2 生活排水処理基本計画の理念と基本方針

平成 12 年 3 月に、愛知県により瀬戸市と尾張旭市の矢田川上流域が「生活排水対策重点地域」に指定されました。そのため瀬戸市では、より一層の生活排水対策を推進するため、二度にわたって生活排水対策推進計画を策定し、生活排水対策の推進に努めています。

本計画は、生活排水対策推進計画と調整を図りながら、今後 10 年間（平成 26～35 年度）における生活環境を保全するための基本的な施策の方向性を示し、効率的・効果的な対策を推進していくための計画としました。

本計画では、「生活排水対策基本計画（改訂版）（平成 23 年 10 月）」と共通のものとして、目指すべき環境像を以下のとおり設定します。

### 目指すべき環境像

## 清らかで豊かな水のあるまち

- ・シラハエが住み、トンボが飛び交っていること
- ・触れてみたくなる自然の水があること
- ・あらゆる排水が適切に処理されていること
- ・安心して住める大地であること

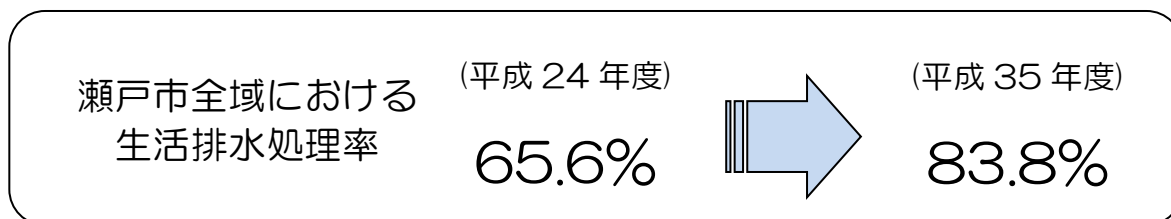
### ●生活排水処理の基本方針

生活排水処理の基本方針は、下水道の整備（予定）区域とそれ以外の区域において定めます。

- ① 下水道処理区域においては、処理区域の拡大を図るとともに、処理区域内の未接続者（単独処理浄化槽の利用者も含む）に対する下水道接続を指導します。
- ② 公共下水道の事業計画区域外については、合併処理浄化槽の普及促進を図ります。
- ③ 現在、単独処理浄化槽を設置している家屋については、生活排水処理を進めるため、個々の状況を勘案しながら下水道への接続及び合併処理浄化槽への転換を指導します。
- ④ 台所での排水対策、浄化槽の維持管理など、生活排水の適正な処理の啓発活動を推進します。

## ●生活排水処理の目標

基本理念及び基本方針に基づき、生活排水処理率の目標を以下のとおり設定します。この数値目標を指標として、公共下水道及び合併処理浄化槽の普及促進及び市民の協力の下発生源対策に取り組みます。



なお、目標年次での生活排水の処理形態別推計人口の内訳は以下のとおりとなります。

生活排水処理形態別推計人口の予測結果

(単位：人)

	平成 24 年度 (実績値)	平成 30 年度	平成 35 年度
計画処理区域内人口	133,130	129,288	125,885
水洗化・生活雑排水処理人口	86,631	100,022	105,540
合併処理浄化槽	24,141	26,149	26,317
公共下水道	62,490	73,873	79,223
水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	37,500	22,215	13,905
非水洗化人口	7,999	7,051	6,440
くみとり便槽	7,922	7,511	6,440
自家処理	77	40	0
計画処理区域外人口	0	0	0
水洗化率(%)	93.9%	94.5%	94.9%
生活排水処理率(%)	65.6%	77.4%	83.8%

# 3 生活排水処理基本計画

## ●生活排水処理施設の整備計画

瀬戸市では、生活排水処理施設整備の基本方針として、第一に公共下水道、公共下水道の計画区域外や整備が遅れる地域については合併処理浄化槽の整備普及を進めています。公共下水道及び合併処理浄化槽の整備計画は以下のとおりです。

### (1)公共下水道

公共下水道は全県域污水適正処理構想及び瀬戸市公共下水道基本計画に基づいて、下流から順次、計画的に整備を進めます。

### (2)合併処理浄化槽

公共下水道の事業計画区域外における合併処理浄化槽の設置を促進するとともに、補助事業を活用し、既設の単独処理浄化槽及びくみとり便槽から合併処理浄化槽への転換の促進を図ります。

## ●し尿及び浄化槽汚泥の処理計画

くみとり便槽から排出されるし尿及び浄化槽で発生する浄化槽汚泥は、戸別に収集され、中間処理及び最終処分されています。今後も基本的にはこの方針を維持します。

### (1)処理量の見込み

し尿及び浄化槽汚泥の発生の見込みは下表のとおりです。し尿、浄化槽汚泥は下水道及び合併処理浄化槽の普及とともに減少する傾向となります。

し尿及び浄化槽汚泥の年間収集量の見込み

	実績	推計	
	平成 24 年度	平成 30 年度	平成 35 年度
し尿(kl/年)	6,009	5,092	4,678
浄化槽汚泥(kl/年)	29,072	24,072	21,604
合計(kl/年)	35,081	29,165	26,282

### (2)し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬計画

し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬は、現行どおり市の許可業者による戸別収集・運搬を基本とします。

### (3) 中間処理及び最終処分計画

し尿及び浄化槽汚泥の中間処理を行う瀬戸市クリーンセンターは稼働開始後 28 年が経過していますが、必要な設備改修を行い、施設の延命化を図っています。また、平成 28 年度までに大規模修繕工事を実施し、平成 38 年度まで現在の施設で稼働する予定となっています。

中間処理後の残渣については、有効利用されています。

## ●生活排水処理対策に関する普及啓発

計画の理念の実現のためには、市民、事業者、行政のそれぞれが水環境の保全への関心を持ち、それが生活排水対策や配慮行動への取組み、行動の輪の広がりにつながる必要がありますことから、意識向上を目指した各種の啓発活動を行います。

### (1) 公共下水道の整備に関する普及啓発

下水道処理区域の整備拡大を計画通りに進めるとともに、既整備区域内の未接続世帯に対する啓発活動を強化し、接続率の早期向上に努めます。

### (2) 合併処理浄化槽への転換に関する普及啓発

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の必要性を認識してもらえよう、普及・啓発に努めます。

### (3) 水質浄化に関する意識の向上

残飯や食用油を排水口に流さないなどの台所での排水対策、浄化槽の機能を十分発揮するための適切な維持管理等について、情報を提供し、啓発に努めます。また、生活雑排水の処理ができない単独処理浄化槽やくみとり便槽から下水道接続、合併処理浄化槽への転換を行うことにより、水路や側溝の水質・悪臭等が改善され、生活環境が向上することについて普及啓発を行います。

